

農協の思想の変遷とその区域の対応

誌名	農林業問題研究
ISSN	03888525
著者	神川, 清
巻/号	6巻4号
掲載ページ	p. 182-186
発行年月	1970年12月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



農協の思想の変遷と その区域の対応

—精神原則より能率原則へ—

神 川 清
序

単位農業協同組合（略して農協）の規模が一般に過小であると言われ、その合併がこれに対処するものだと信じられて来た。翻って日本の農村の協同組合史を繙くならば、文明開化の波にのって海外から紹介された協同組合という人間結合の仕方が、日本の農村にうまく生かされ従って根を一応据えるようになるまでには幾多の迂余曲折があった。その中で目立たないけれども、協同組合の規模についても試行錯誤の後、場所と時に応じるような選択が進行していた。昨今の農協合併もこの進行線の上に捉えることは出来ないであろうか。将来は農協の規模はどうなるかと云うことも同じくこの線の上を辿って行くことで或程度の見通しを立てることが出来るのではあるまいか。

今や日本農業は大きな転機を迎えようとしている。而も、それは円滑に転換するとは到底考えられず、幾多の難関が待ちかまえている。殊に米の過剰は農業そのものにだけでなく農協の将来にも大きな影響を与えそうな形勢にあり、それにも増して経済の高度成長は大量の農家の兼業化を招きひいては農協の性格も急速に大きく変化しつつあると考えられる。

例えば、前述した如く農協は合併して規模を拡大し大量生産・大量消費の時代に対応しようとしている中で、准組合員ならびに員外利用の激増により組合員あるいは利用者の異質化と共に農協の各種事業の中で特に農業と関係の薄い事業の進展を招集している。「農業協同組合」の「農業」はこのまゝ推移すれば実体にそぐわない“形容詞”になる傾きなしとしない。

また「協同」のあり方も、従来の概念では律し切れないように変貌するやも測り難い。一体日本農業の所謂構造改善は実現するのだろうか。そしてその実現の暁にはこれ等大規模農家を主たる組合員とする農家が生れるのか。これ等は今後の日本農業をとりまく経済環境特に政府の政策に左右される処が大きいであろうが、それにも拘らず、農協の本質は一昔前の平田東助

の所謂「共存同栄」（大正10年全国産組大会決議）や「農業協同組合法」制定直後に作成された農業協同組合員綱領に所謂「農協精神」では律することの出来ない変貌を遂げつつあるように思われる。その理由は次に述べるところのものである。福武直氏は今や「小規模社会としての村落だけでは、住民の生活欲求を充足させることが出来ない」ような時代になったときれるが（「日本農業の社会問題」62頁）いずれにして「部落」は、誰の目にも大きく動揺し変貌をし「共存同栄」「農協精神」の源泉であったその共同社会性 Gemeinschaftlichkeit は失われつつあることが認められるようになった。そのことは明治時代産業組合法成立以来日本に植付けられたライフアイゼンの小地域主義の基盤も失われることに外ならない。却って、地域連帯より個人の自覚による自助の精神を尊重し、経営能率を重視するシュルツエ或いはロッテデール流の考えの方が、今日の日本の農協には調和するように見られる。換言すれば、農村の都市化によって農協は次第に消費組合的性格をおびつつあると云えるのではなからうか。更に換言すれば「村落」が共同社会的性格を失い利益社会化するにつれて、農協もまたこれに追いつくあると云えるのではなからうか。

そもそも、農協は一面において組合員相互の協力を強くさせる為組合員数を少くすべしとする精神原則と他面において能率向上のため事業量ひいて組合員数を多くすべしとする能率原則の相互矛盾の中に成立している。その調和点を見出すことは経験的に言えば極めて困難であるが、調和点自体も時代と共に移動していると思われる。この点について、以下明治33年産業組合法制定後今日までの変遷の跡を辿って見ることにする。

第1期 精神原則尊重期

明治になってから産業組合法が制定されるまでに、日本の農村に自生的に成立した協同組合は1、2、に止まらないが、その規模も多様で、殊に生糸販売組合の如きは海外へ生糸を輸出する為に大量集荷をした上で規格を統一する必要上広区域に互り多くの組合員を擁していたことで知られている。

ところが明治33年産業組合法が制定されてからは俄かに農協（産業組合）の規模は殆どが今日に比べても著しく小さくなった。試みに、京都府下の「産業組合」の設立状況を調べてみると、特に明治末期には部落単位の小地域による組合が顕著に増加している。明治44年現在まで設立された府下産業組合数は197中

部落単位組合62, で総数の31.4%に当り、それ迄に解散した組合数20を除いてみても177組合中59は部落単位組合でやはり33.1%に達している。この傾向は明治44年をピークとして、次第に改められ部落単位組合は減少して行くのであるが、それでも1町村組合主義が全国的に普及徹底したと云われている大正10年頃(協同組合事典279頁)にもそれ程大きな変化は見られず府下の大正10年の産業組合総数273に対して66組合はなお部落単位組合であった(24.2%)。京都府のこのような傾向は全国一般についてもほぼ同様であると推察されるのは、産業組合中央会の次の調査結果に依る。

大正13年末現在

総組合数	調査組合	1町村未満	1市町村	超えるもの
14,444	12,213	4,024	6,867	1,322
(同指数)	100	33	56	11

更に、形式的には部落を超える広い区域に依っている組合でも、設立発起人が1部落に偏っているなどの為組合員の構成がやはり1部落に著しく偏って、実質上部落単位組合と看做して差支ないものもこの時代(明治、大正期)には可成り存在していたことが知られている。

一体このような現象はどのような要因によって起ったのであろうか。こゝで産業組合法制定の経過が顧みられなければならない。即ち、地域の連帯より個人の自覚に基く自助の精神を協同組合の精神的基盤に置こうとするシュルツェ、デーリチュの思想より、「互に識り合うことが出来る範囲に協同組合の地域を制限し」(棚橋初太郎著「小農経済と協同組合195頁)伝統的宗教的、地域連帯の精神を基盤にして協同組合運動を展開しようとするライフアイゼンの思想に従って協同組合という人間結合を造り出そうとしたことを想起しなければならない。それは「産業組合法」の立案者の個人的恣意によるというより、明かに前者の思想より後者の思想の方が当時の農村の精神構造に親和し易いことによるものであった。換言すれば「明治開化」の推進力となった個人主義は農村に迄には容易に浸透することが出来ず、依然としてそこでの生産も生活も村落(部落)という地域の連帯に依って成立している面が多い状態で、殊に村落一部落は神社に依る宗教団体(氏子集団)である性格を具えている点ではライフアイゼンが好んで協同組合の区域としたドイツの小教区Pfarreiに比すべきものであることに注目しなければならない。とすれば、いわばライフアイゼン思想が

容易に根を下す土壌が豊かに農村に存在していた訳である。宜なるかな、明治大正頃の産業組合に関する文献には屢々ライフアイゼンの文章が引用されている。ところが、シュルツェの思想は「物質的」(本位田祥男)とまでいわれる程協同組合を能率的に経営することに重きを置いたためにシュルツェ式組合の規模は大きくなり勝ちであるのに反し、ライフアイゼンの思想の精神主義小地域主義は上述のようにその根幹をなすもので両者は妥協の余地のないものであった。

日本に於ても、明治大正更には昭和初期に互って、農協運営の中で精神原則は極めて強く尊重され、反面能率原則は極めて軽く扱われた結果、小規模な農協が簇生したと云えよう。景気の波動に堪えかねて解散した農協が多数に上ったのは、能率原則軽視の当然の酬いと言えるのではなからうか。産業組合法制定後、昭和7年迄に解散した京都府下産業組合数を参考までに下記に掲げる。部落単位の組合の解散率が特に高いことにも注目しなければならない。

	設立組合A	解散組合B	B/A
総数	455	151	33.2%
(内部組合)	103	47	45.6%

尚全国では明治33年より昭和5年迄の設立組合25,091に対し解散組合11,964に達し解散率は40%である。

第2期 精神能率原則尊重期

このような事態の反省から生れたのが連合会設置の動きと所謂1町村1組合主義であった。前者は農協の精神原則偏重の実態をそのままにしておいても、小地域主義に捉われない組織を別に造り、それに精神原則偏重から生じる農協運営の欠陥をカバーさせようとするものであり、後者は直接農協自体の規模を拡大することにより従来よりも能率原則尊重の形を整備しようとするものである。但し後者は反面精神原則が軽視される結果を招くため、農協の区域拡大に平行して部落単位の下部組織を結成することにより、その点をカバーしようとする契機が生れる。

菅沼正久氏は、「部落単位産組から町村単位産組への脱皮」は大正10年頃であり、その契機となったのは1つには大正6年の産組法の第3次改正で所謂1町村1組合主義の主旨を明かにしたこと、今1つには大正9年の戦後大恐慌の影響による産組経営の悪化、事業不振による解散組合の増加であるとされる。然しながら、前述したように、その頃も部落単位の農協は徐々

に減少する趨勢にあったとは云え、全国的にもなお相当数存在しており、また言うが如く第一次大戦後の恐慌によって時期的に部落単位組合が減少したとは必ずしも認められない。試みに、京都府下産業組合の年次別部落組合率を算出してみると下表のようである。

年次	明治 4 1 年 (戦後恐慌)	明治 4 4 年	大正 4 年 (産業組合普及一応完了)	大正 7 年 (米騒動)	大正 9 年 (大正恐慌)	大正 1 4 年 (25 周年 振興刷新 運動)	昭和 7 年 (5 年計画 樹立)	昭和 1 2 年 (5 年計画 樹立完了)	昭和 1 5 年 (3 年計 画完了)
組合総数 A	86	177	220	242	266	283	296	287	299
(内部組合) B	21	59	61	65	68	46	56	23	19
B/A	24.4	33.1	27.7	26.9	25.6	22.6	18.4	8.08	6.36

とはい
うもの、
准戦時、
日中戦争、
太平洋戦
争を通じて、この

即ち、昭和 8 年以降産業組合拡充 5 ヶ年計画の実施期間中部落単位組合の減少が顕著であった以前はこれに比すべき現象は見られずやはり徐々に部落単位組合は減少して来たと言う外はないようである(三浦虎六著「協同組合史下 195 頁参照)。それと言うのも、産業組合(農協)に部落単位の下部組織を結成させようという動きは本格的にはこの 5 ヶ年計画及び第 2 次 3 ヶ年計画実施の中で行われたのであって、このことを伴わずしては上述の如く農協の規模拡大は推進し難いということもあったからであろうと推察される。但し、上述した連合会の設置、換言すれば所謂 3 段階制の確立は概ね大正末期から昭和初頭に完了した。

以上の理由から、1 町村 1 組合時代即ち精神原則も能率原則もいわば同じ比重で尊重された時期の初まりを産業組合拡充 5 ヶ年計画樹立の年に置くこととする。

産業組合拡充 5 ヶ年計画からは 2 つの側面を感じることが出来よう。1 つは従来の能率原則軽視の反省より農協の区域を拡大しようとする側面であり、これは部落単位の農協(産組)の解消運動となって現れている。今 1 つは計画樹立の契機となった自力更生を建前とする農村経済更生運動が農協(産組)に精神原則の重視を求める結果となり、このことが農協の区域拡大に平行して部落単位の下部組織を結成させる有力な契機となったことである。一説では、農山漁村経済更生運動は准戦時体制下の農業政策の一環としての官製の運動という(例えば近藤康男著「協同組合の理論」112 頁)。確かに政府は産業組合の下部組織の形成には強力な推進役となった。このための産業組合法の改正は勿論戦時体制下の第 2 次産業組合拡充 3 ヶ年計画においてもこの点について政府の積極的な援助が行われている。然しながら、能率原則の軽視の反省は当然起るべくして起ったものであり、それからはまた当然に

産業組合の区域拡大と下部組織形成が課題として提起され早晩強力な政府の援助がこれに対して行われなければならない要請が存在していたのであって、産業組合の下部組織の形成を専ら准戦時体制の整備のためと言い切るのは適当ではなからう。

ような産業組合の組織網は戦争協力に利用されると共に、従って一層強力に政府によってその拡充と整備を推進されるに至った。「国民精神総動員」の中で精神原則が重視されるのは蓋し当然の事と云わねばならない。然し、農会をはじめ他の農業団体も部落単位の下部組織を持つとして来たことから、産業組合の同様な活動と競合したために政府が力を入れた割合には実効が上らなかつた(農家小組合中産業組合に加入したのも昭和 1 3 年現在で 1 2.6 %) ようである。昭和 1 8 年このような競合関係を解消させるべき農業団体化法が制定されたのにも拘らず、不可解なことに(内務省の横車によると云われている)産業組合に代って新しく誕生した農業会には部落単位の下部組織は法的に許されなかつた。勿論、農業会の戦争協力活動の中では実質的に下部組織として部落単位の任意団体が大きな役割を果たした。終戦となるやアメリカ軍政府が農業会をいわば戦犯として解体させ、農協の設立をそれに代って懲罰するに当って、部落を区域とする下部組織を結成することを遂に肯じなかつたのは、農協(産組)のあるいは農業会の下部組織としての部落組合の果たした戦争協力の役割を高く評価した証左に外ならない。GHQ 担当官であったクーパーは当時を回顧して次のように語っている。「大体、実行組合というのは、戦時中、部落単位で統制をとってこうということから、利用されたというように当時私たちは思っておったので部落単位の組合では農民の自由な発言がなかなかむずかしいのじゃないか……。」この言葉の中に、単に戦争体制の破壊という意図の外に本人が意識すると否とに拘らず、ライフ イゼンの伝統的地域連帯の思想の否定とロッテデルあるいはその流れを汲むシュルツェの地域の紐帯を離れて個人の自覚によって能率的な協同組合を結成しようとする思想の肯定が見られ

る。こゝから農協にとっての新時代の黎明を感じるこ
とが出来よう（伊東勇夫著「現代日本協同組合論」
224頁参照）。

第3期 能率、精神両原則軽視期

ところが、前述のように、戦後発足した農協はライ
ファイゼンの伝統的地域連帯主義即ち精神原則尊重か
ら脱皮したのに拘らず、能率原則を尊重することを完
全に忘れてしまっていたように見受けられる。即ち、
農民が僅か15人で発起すれば農協を造ることが出来
るといふ民主的ではあるが能率原則軽視の農協法の規
定が産業組合末期におけるよりも多数の狭い区域に依
る農協を発生させた。一応設立が完了したと見られる
昭和24年1月現在で、地区別に見ると市町村または
それ以下のものが95%、更にその中の15%は市町
村未済である。海外諸国のロッテデールやシュルツエ
の流れを汲む協同組合は、デンマークのそれを除いて
はいずれも大区域に依り多数の組合員を擁しているの
に、戦後の農協が新発足に当って従来のもゝの1町村
1組合主義に依ったのは、未だ農村に旧来の地域連帯
の精神が強く個人の自覚が未熟であったからとは云え、
問題があった。反面前述のようにアメリカ軍政府の指
導によって生れた農業協同組合法は精神原則を軽視し、
それにも増してアメリカ軍政府の干渉を待つまでもな
く、戦争が終るや反動的に旧秩序下で強調されて来た
精神原則はそのまま貫き難い雰囲気農村に醸成され
ていたところへ、引揚者や都会人口の農村への流入
引続いての各種兼業農家の増加が次第に根強い舊の農
村の地域連帯の精神を破壊していった。その間、更に
悪いことには大方の農協が米の生産流通金融を主体と
して事業を行いながら長きに亘ってそれが政府の統制
下におかれて来たこと換言すれば農協の経営が食管制
度の上にあぐらをかいて来たことが、経営が危殆に瀕
するまで、農協が能率原則を忘れ去る要因となった。

このような状態にあった農協に対して農協の本来の
性格からも適切に対応し難い激しいインフレ等変転め
まぐるしい経済変動の波が襲ったので、必然的に全国
に亘って不振組合が増大したのである。京都府下でも
昭和25年度末で信用事業を行う組合236のうち約半
数の119が多少とも欠損を持ち、その中40%は解散
か破産かの瀬戸際にあった。

これに対処する方策が、当初は不幸にして専ら精神
原則尊重、伝統的地域連帯主義の回復であった。即ち、
アメリカ軍政府が講和条約の発効によって退去した後

部落単位の下部組織を育成するのに度々の努力が払わ
れたのである。例えば、昭和24年全指連主催の第2
回農協代表者会議の決議の中には「部落組織を組合活
動の基盤とす」べきことが認められ、昭和30年全中の
町村合併対策委員会決定事項中にも「部落組織は農協
の内部機構として育成する」と述べられている。また、
昭和28年の全国農協大会の決議は農協合併に消極的
の見解を披瀝している。更に、昭和29年には農協法が
改正されて下部組織結成の道が開かれている。しかし、
農村の実態が戦前と異っていたためにこれ等の方策も
所詮不振農協の再建には大した効果をあげることが出
来ず、殊に昭和26年の農林漁業再建整備法は部落単
位毎に組合員に対し赤字補填出資を逡巡する挙に出た
ために、政府の努力の割には大した効果を収められな
かった。

昭和31年漸く農業協同組合整備特別措置法が不振
農協対策として、能率原則を尊重するべきこと即ち合
併と奨励することとなったのは試行錯誤の後の必然の
ことと考えられる。

第4期 能率原則尊重期

昭和31年の農業協同組合整備特別措置法は能率原
則尊重を宣言した点で時期的なものであったが、つい
で昭和36年農業協同組合併助成法が制定され能率
原則の重視はいよいよ明確に法によって示された。そ
れは上述のような農村の実態に適應するべきものであ
ったから、爾来不振組合の再建も農協の合併も比較的
順調に進展するようになったことは統計の示す処であ
る。京都府下でも昭和35年度末222農協から44年
度末81農協となり、その結果経営は安定した。

今後益々進展するであろう「人手不足経済」の影響
は農協にも及び職員給与の上昇が経営を圧迫し続ける
であろうから能率原則の重要性の認識は一般に一層高
まるに相違ない。また、社会の複雑化、多様化は社会
学の一般法則とするところであり、農村社会も例外と
なるものでないから、今後はその停滞性を失って複雑
化多様化が進展するであろう。これと共に農協は現在
も進行しつつある次の傾向を強めるであろう。

- (1) 准組合員の増加
- (2) 員外利用の増加
- (3) 農業に直接関係しない事業の進展即ち農協の消
費組合化
- (4) 規模若しくは区域の拡大
- (5) 連合会との間の機能の重複化ひいては連合会の組

織運営の変化

以上は精神原則軽視，能率原則重視から生じる当然の結果でもある。

ま と め

1. ライフアイゼン思想を基盤とする時期。

第1期，精神原則尊重期，明治33年産組法制定より昭和7年産業組合拡充5ヶ年計画樹立まで（部落単位時代）

第2期，精神能率原則尊重期，昭和8年産業組合拡充5ヶ年計画実施より昭和23年農業会解散まで（1町村1組合主義時代）

2. ロツチデール（シュルツェ）思想を基盤とする時期。

第3期，精神，能率原則軽視期，昭和24年農業協同組合一斉成立より昭和30年農協整備特別措置法制定前まで。

第4期，能率原則尊重期，昭和31年農協整備特別措置法制定後現在まで（大型農協時代）。

第3期は第4期の胎動期として把握され，第2期の胎動期は大正14年産業組合法発布25周年記念の振興刷新運動以後昭和7年の産業組合拡充5ヶ年計画樹立までとすることが出来よう（三浦虎六著「協同組合史下」195頁参照）。